

○豊島区子ども・子育て会議条例

平成25年7月8日

条例第29号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、区長の附属機関として、豊島区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(令5条例10・一部改正)

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、区長の諮問に応じ、法第72条第1項各号に規定する事務を処理するものとする。

(令5条例10・一部改正)

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、区長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第7条 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門委員)

第8条 専門的な事項を調査審議させるため必要があるときは、子育て会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員のうちから会長が指名する。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、子ども家庭部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年豊島区条例第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和5年3月22日条例第10号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

○豊島区子ども・子育て会議条例施行規則

平成25年7月23日
規則第60号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区子ども・子育て会議条例（平成25年豊島区条例第29号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、豊島区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員)

第2条 条例第8条第2項に規定する専門委員は、3人以内とする。

(意見聴取等)

第3条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

【参考】

○子ども・子育て支援法（抜粋）

平成24年8月22日

法律第65号

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。